

# 令和2年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月17日(月)～3月16日(月)です

## ◆申告相談会の日程、場所

日程	時間	対象地区	会場
2月17日(月)、18日(火) 19日(水)、20日(木)	8:30～17:00	幌延地区 (幌延市街地、字幌延、上幌延) (開進、北進、下沼)	幌延町役場 2階 大会議室
2月25日(火)	10:00～16:00	問寒別地区 (上問寒、中間寒、問寒別、雄興)	問寒別生涯学習センター 研修室1(洋室)
2月26日(水)	9:00～15:00		

## ◆主に確定申告が必要とされる方

- ・事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

## ◆確定申告することで、源泉徴収税が還付(還付申告)される方は、既に役場で受付を始めています

例1) 令和元年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%)を超える方、または令和元年中に一定の取組(定期健康診断など)を行い、1万2千円以上のスイッチOTC医薬品を購入された方(上限控除額8万8千円)

※事前に人ごと・病院ごとに集計されているとスムーズに申告手続きを済ませることができます

※保険などで補てんされた金額がある場合、その額をお確かめのうえ、来庁してください

※どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません

例2) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、増改築をされた方で、一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

## ◆申告相談にお越しの際は、次の物を持参してください

- 1 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)」または「納税者の通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー(カードを持参する必要はありません)
- 3 印鑑
- 4 令和元年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 5 生命保険料および地震保険料などの支払証明書
- 6 医療費控除の明細書
- 7 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 8 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の領収書など
- 9 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要)

## 稚内税務署からのお知らせ

令和元年分の所得税、復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付期間は、

**2月17日(月)～3月16日(月)**です。還付申告は、2月14日(金)以前でもできます。税務署の閉庁日の土・日曜・祝日などは、相談及び申告書の受付を行っていません。

また、国税庁HPでは、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べられる「タックスアンサー」と今年試験導入された、AIに相談する「チャットボット」を掲載しています。

— 税に関する情報は、国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) —

お問い合わせ先: 住民生活課 住民グループ 電話: 5-1112 告知端末 5-8812